

# 公益社団法人愛媛能楽協会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益社団法人愛媛能楽協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

**第3条** この法人は、我が国を代表する古典芸能である能楽に関する技芸鍛錬と演能を行うとともに、愛媛の能楽の歴史等の調査研究を行うことにより、愛媛県内における能楽の普及存続を図り、もって愛媛県における文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演能会の開催その他普及活動の実施
- (2) 能楽を普及存続させるための人材の育成
- (3) 能楽に関する調査研究及び資料の刊行
- (4) 能楽の普及存続に資する事業に対する助成
- (5) 各種文化祭等への派遣
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の事業は、愛媛県内において行うものとする。

## 第2章 会員

(法人の構成員)

**第5条** 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 能楽に関する技芸鍛錬を目的とする団体で、協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 協会に特に功労のあった者で、総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

**第6条** 協会の正会員及び賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

**第7条** 正会員及び賛助会員は、会費を納付しなければならない。

- 2 会費の額その他会費に関し必要な事項は、総会において別に定める。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（退会）

**第8条** 会員は、理事会の定めるところにより、退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の多数の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷付け、又は協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

**第10条** 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 破産宣告を受けたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

### 第3章 総会

（種類）

**第11条** 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

**第12条** 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

**第13条** 総会は、この定款に別に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令で定められた事項を議決する。

(開催)

**第14条** 通常総会は、毎年度1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の議決権の総数の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

**第15条** 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から20日以内の日を開催日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の10日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

**第16条** 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選により定める。

(議決権)

**第17条** 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

2 正会員は、前項の議決権を行使するため、総会に各1人の代表者を出席させる。

(決議)

**第18条** 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めがあるものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の

過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

(書面表決等)

**第19条** 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

**第20条** 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した監事が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員を設置)

**第21条** 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第22条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、協会の理事及び使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者との合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、その職務（代表権に係るものを除く。）を代行する。
- 4 常務理事は、協会の業務を分担執行する。
- 5 理事会において、会長、副会長及び常務理事以外の理事のうちから、協会の業務を分担執行する者を選任することができる。
- 6 会長、副会長、常務理事及び前項の規定により業務を分担執行する理事は、毎事業年度、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

**第24条** 監事は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

**第25条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。ただし、補欠若しくは増員による理事又は補欠による監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

**第26条** 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、正会員の議決権の総数の3分の2以上の多数による議決によらなければならない。

（役員報酬等）

**第27条** 役員は、無報酬とする。

2 役員には、総会の定めるところにより、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問及び相談役)

**第28条** 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、協会の重要な事項について、会長の諮問に応える。

4 前条の規定は、顧問及び相談役について準用する。

## 第5章 理事会

(構成)

**第29条** 協会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

**第30条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(開催)

**第31条** 理事会は、必要に応じ、随時開催する。

(招集及び議長)

**第32条** 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(決議)

**第33条** 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りで

ない。

(議事録)

**第34条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した監事が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

**第35条** 協会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

**第36条** 協会の資産を分けて、基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

(資産の管理)

**第37条** 協会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

**第38条** 基本財産は、協会の事業遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、総会の決議を経て、その一部に限り処分することができる。

(事業年度)

**第39条** 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第40条** 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受けなければ

ばならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、通常総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第41条** 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第42条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散



(定款の変更)

**第43条** この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の4分の3以上の多数の議決により変更することができる。

(解散)

**第44条** 協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の4分の3以上の多数の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第45条** 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第46条** 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 補則

(職員)

**第47条** 協会の事務を処理するため、必要に応じ職員を置く。

2 職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

(帳簿及び書類の備付け等)

**第48条** 協会の主たる事務所に、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款及び諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類並びに会員の社中構成員名簿
- (3) 理事、監事及び職員の履歴書
- (4) 職員の名簿

- (5) 許認可及び登記に関する書類
  - (6) 総会及び理事会の議事に関する書類
  - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- (公告の方法)

**第49条** 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

**第50条** 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

**第51条** 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(委任)

**第52条** この定款の施行に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公益社団法人移行当初の役員)

- 2 協会の公益社団法人移行後の最初の役員は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会 長・理事	奥村武久
副会長・理事	金澤 彰
副会長・理事	天野小苗
常務理事・理事	古川道郎
理事	一宮教伸
理事	関谷由美子
理事	清家笙子

理事	土居英雄
理事	田中晴子
理事	檜垣孝文
理事	坂苗 功
理事	早田サチ子
監事	岡本 靖
監事	眞鍋 清

(公益社団法人移行前後の事業年度)

- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とし、次の3月31日をもって終了とする。